

平成26年度

高梁市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

高梁市監査委員



高市監第93号
平成27年(2015)8月25日

高梁市長 近藤 隆則 様

高梁市監査委員 廣兼 昭夫
高梁市監査委員 小林 重樹

平成26年度高梁市財政健全化及び
経営健全化の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、平成26年度高梁市健全化判断比率等に関する書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成26年度高梁市財政健全化審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	総合意見	2
2	個別意見及び審査の概要	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	4
(3)	実質公債費比率について	5
(4)	将来負担比率について	7
(参考)	平成25年度決算に基づく県内15市の財政健全化判断比率の状況	9

平成26年度高梁市経営健全化審査意見

第1	審査の対象	10
第2	審査の期間	10
第3	審査の方法	10
第4	審査の結果	10
1	総合意見	10
2	個別意見及び審査の概要	11
(1)	資金不足比率について	11

(注) ① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。

② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため計数が一致しない場合がある。

③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。

平成26年度高梁市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下、「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分	対象会計等	(財政健全化法)						
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
地方公共団体	一般会計	一般会計	↑	↑	↑	↑		
	特別会計	一般会計等(普通会計)						へき地診療所特別会計
								養護老人ホーム特別会計
								軽費老人ホーム特別会計
								住宅新築資金等貸付事業特別会計
								畑地かんがい事業特別会計
	公営事業会計	公営事業会計						国民健康保険特別会計
								後期高齢者医療特別会計
								介護保険特別会計
								特別養護老人ホーム特別会計
								水道事業特別会計
	うち公営企業会計	法適用 法非適用						国民健康保険成羽病院事業会計
								簡易水道事業特別会計
								下水道事業特別会計
								地域開発事業特別会計
高梁地域事務組合								
一部事務組合・広域連合	岡山県市町村総合事務組合							
	岡山県後期高齢者医療広域連合							
	岡山県市町村税整理組合							
	岡山県広域水道企業団							
	地方公社・第三セクター等	高梁市土地開発公社						
(公財)成羽町美術振興財団								
(株)夢ファーム有漢								

第2 審査の期間

平成27年8月5日から平成27年8月25日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されていた。

また、健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	早期健全化 基 準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	—	12.77	20.0
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.77	30.0
(3) 実質公債費比率	14.3	13.2	12.0	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	76.9	77.9	69.7	350.0	

(注) 1 黒字であるため、便宜上「— (マイナス)」で記載している。以下、その他の指標も同様の扱いとする。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

平成26年度審査において、健全化判断比率の4比率については、早期健全化基準をいずれも下回った。しかし、これらの数値は、人口変動や国策などによる標準財政規模等の数値の増減の影響を受ける。財政状況を考える際には、本市の実質的な負担状況の変化等に十分留意して検証する必要がある。

近年の地方財政を取り巻く財政環境は大変厳しい状況であり、高梁市新総合計画に位置づけられた施策を実現するためにも均衡のとれた財政運営の確立を目指し、長期的な財政の健全性が確保できるよう、引き続き行財政改革の取り組みに努められることを要望する。

2 個別意見及び審査の概要

(1) 実質赤字比率について（一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

一般会計等の対象は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計のへき地診療所特別会計、養護老人ホーム特別会計、軽費老人ホーム特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、畑地かんがい事業特別会計が該当する。

平成26年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「－」となる。

算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等（普通会計）の実質赤字額【第1表中、-511,199千円（黒字の場合は負の値）】}{\text{標準財政規模（15,051,438千円）}} \times 100\%$$

$$\text{実質赤字比率の早期健全化基準※} = \frac{[(\text{標準財政規模（15,051,438千円）} + 100\text{億円}) \div (30 \times \text{標準財政規模（15,051,438千円）}) \times 100 + 20] \div 2}$$

※標準財政規模が50億円以上200億円未満の市区町村

上記から、実質赤字比率の早期健全化基準は、12.77%となることが確認できる。

連結実質赤字比率の場合、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加えた17.77%が早期健全化基準となる。また、市町村においては、実質公債費比率の早期健全化基準は25.0%、将来負担比率の早期健全化基準は350.0%のいずれも固定値である。

第1表 一般会計等の実質収支額

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳 入 総 額	23,877,508	26,101,786	27,460,057	1,358,271	5.2
歳 出 総 額	23,127,323	25,138,130	26,754,997	1,616,867	6.4
歳入歳出差引額	750,185	963,656	705,060	△ 258,596	△ 26.8
翌年度に繰り越すべき財源	240,966	384,585	193,861	△ 190,724	△ 49.6
一般会計等実質収支額	509,219	579,071	511,199	△ 67,872	△ 11.7

※ 標準財政規模について

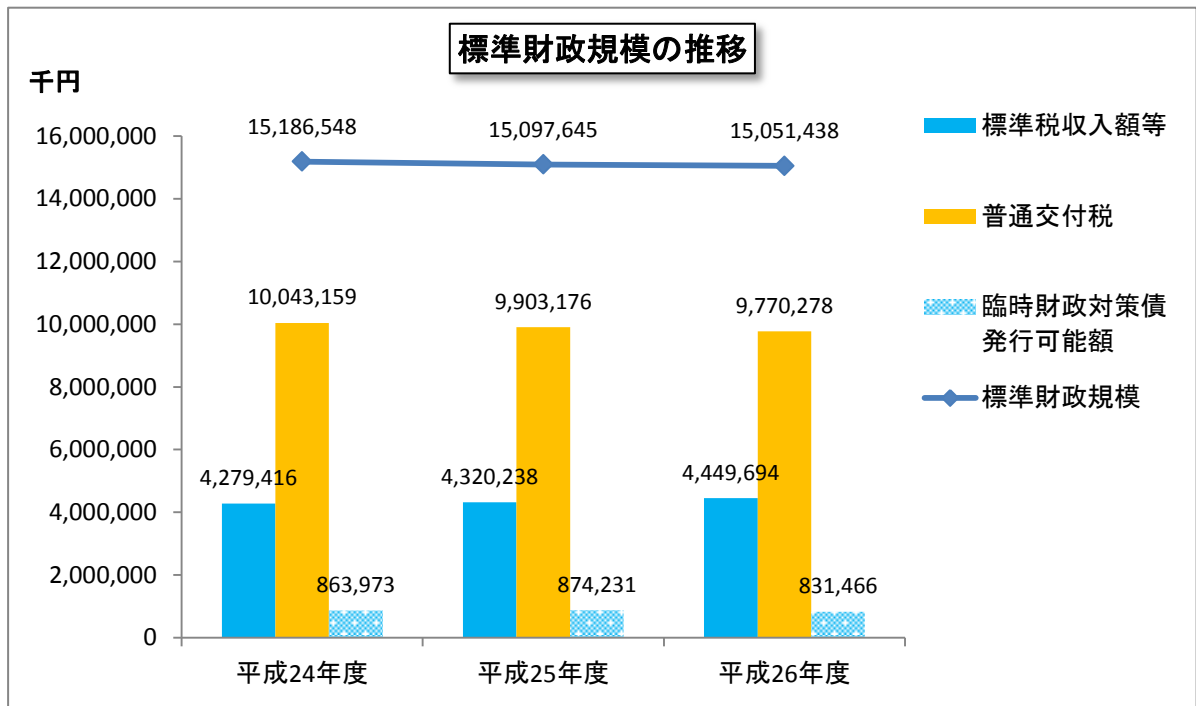
標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等4,449,694千円、普通交付税9,770,278千円、臨時財政対策債発行可能額831,466千円の合計15,051,438千円となっている。(参照：4頁 第2表 標準財政規模の内訳)

健全化判断比率は、標準財政規模（分母）に対する比率であるため、標準財政規模の増加は数値を良好に、減少は不良な方向へ導く要因となる。

第2表 標準財政規模の内訳

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標準財政規模	15,186,548	15,097,645	15,051,438	△ 46,207	△ 0.3
標準税収入額等	4,279,416	4,320,238	4,449,694	129,456	3.0
普通交付税	10,043,159	9,903,176	9,770,278	△ 132,898	△ 1.3
臨時財政対策債 発行可能額	863,973	874,231	831,466	△ 42,765	△ 4.9



(2) 連結実質赤字比率について

(全会計を対象とした実質赤字額 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率)

平成26年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「一」となる。

算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額【第3表中、-2,755,387千円 (黒字の場合は負の値)】}}{\text{標準財政規模 (15,051,438千円)}} \times 100\%$$

第3表 実質収支額及び資金剰余（不足）額

(単位：千円・%)

会計名	対象会計等	実質収支額（資金不足・剰余額）					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較		
					増減額	増減率	
一般会計	一般会計	583,194	653,528	584,431	△ 69,097	△ 10.6	
特別会計	一般会計等（普通会計）	へき地診療所特別会計	0	0	0	0	—
		養護老人ホーム特別会計	0	0	0	0	—
		軽費老人ホーム特別会計	0	0	0	0	—
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	△ 75,225	△ 74,995	△ 74,163	832	1.1
		畑地かんがい事業特別会計	1,250	538	931	393	73.0
	公営事業会計	国民健康保険特別会計	111,903	64,902	57,754	△ 7,148	△ 11.0
		後期高齢者医療特別会計	616	739	930	191	25.8
		介護保険特別会計	31,249	85,548	53,800	△ 31,748	△ 37.1
		特別養護老人ホーム特別会計	5,669	0	0	0	—
		うち公営企業会計	法適用	水道事業特別会計	549,595	598,010	653,297
国民健康保険成羽病院事業	1,422,458			1,446,169	1,452,073	5,904	0.4
法非適用	簡易水道事業特別会計		0	0	0	0	—
	下水道事業特別会計		7	6	3	△ 3	△ 50.0
		地域開発事業特別会計	58,730	11,873	26,331	14,458	121.8
合計		2,689,446	2,786,318	2,755,387	△ 30,931	△ 1.1	

(3) 実質公債費比率について

(一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率)

平成26年度の実質公債費比率は、12.0%となっており、前年度と比べ1.2ポイント低下している。なお、早期健全化基準は25.0%であり、これを下回っている。

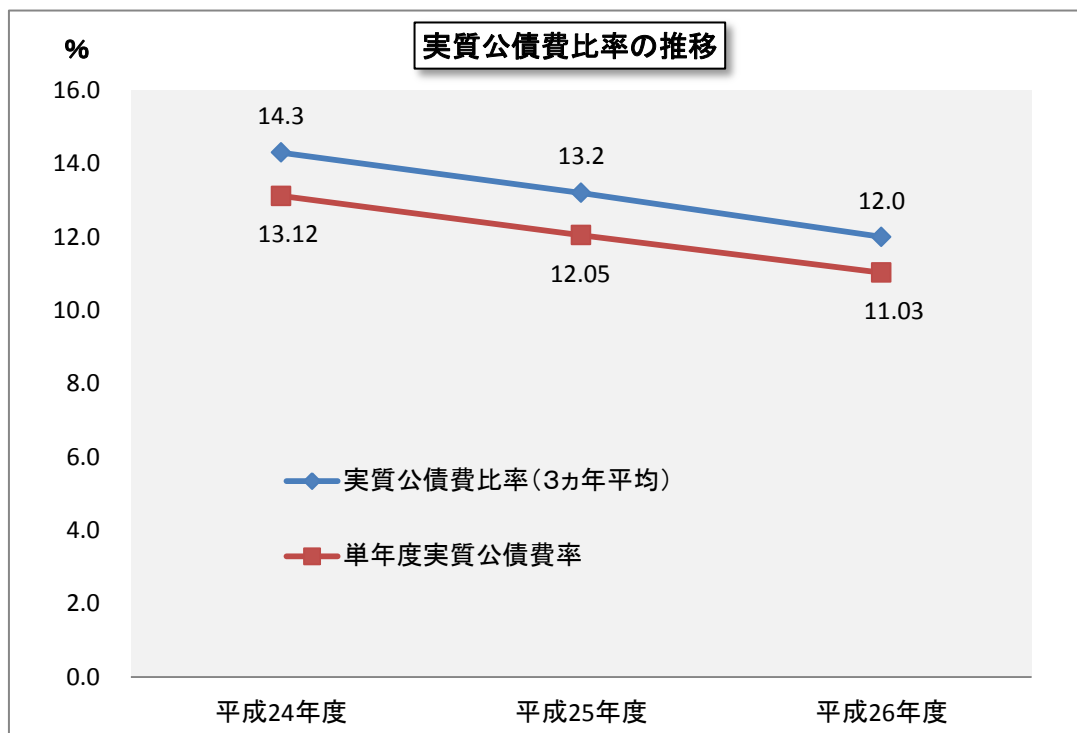
算定式

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

第4表 実質公債費比率の推移表

(単位：％)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較増減
実質公債費比率	3ヵ年平均	14.3	13.2	12.0	△ 1.20
	単年度	13.12	12.05	11.03	△ 1.02



第5表 特定財源

(単位：千円・％)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
特定財源	217,122	225,641	231,840	6,199	2.7

第6表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円・％)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,157,230	3,085,378	3,175,294	89,916	2.9

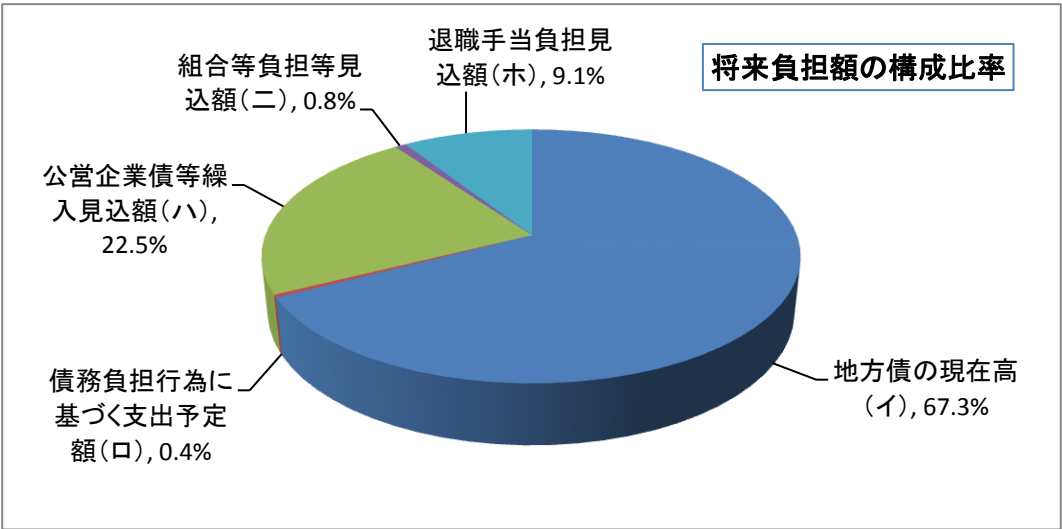
(4) 将来負担比率について

(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

平成26年度の将来負担比率は、69.7%となっており、前年度と比べ8.2ポイント低くなっている。なお、早期健全化基準は350.0%であり、これを下回っている。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$



第7表 将来負担額

(単位：千円・%)

会計名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	構成比
(イ) 地方債の現在高	30,654,768	30,736,194	31,643,550	67.3
(ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額	128,158	96,772	175,052	0.4
(ハ) 公営企業債等繰入見込額	11,503,558	11,278,883	10,575,151	22.5
(ニ) 組合負担等見込額	485,740	412,263	359,618	0.8
(ホ) 退職手当負担見込額	4,880,913	4,700,899	4,290,299	9.1
(ヘ) 設立法人の負担額等負担見込額	3,316	0	0	0.0
(ト) 連結実質赤字額	0	0	0	0.0
(チ) 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0.0
合計	47,656,453	47,225,011	47,043,670	100.0

第8表 充当可能基金額

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
財政調整基金ほか28基金	6,996,347	7,369,989	8,165,965	795,976	10.8

第9表 充当可能特定歳入見込額

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
住宅新築資金等貸付助成事業費補助金	0	0	0	0	—
住宅新築貸付金元利収入	4,681	4,280	3,475	△ 805	△ 18.8
公営住宅使用料	1,016,226	906,974	803,053	△ 103,921	△ 11.5
都市計画税	1,057,722	977,436	1,007,141	29,705	3.0
合 計	2,078,629	1,888,690	1,813,669	△ 75,021	△ 4.0

第10表 基準財政需要額算入見込額

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
道路橋りょう費	1,382,594	1,131,620	898,812	△ 232,808	△ 20.6
公園費	10,328	5,160	3,535	△ 1,625	△ 31.5
下水道費	4,520,549	4,459,043	4,408,369	△ 50,674	△ 1.1
その他の土木費	70,689	42,920	15,539	△ 27,381	△ 63.8
小学校費	79,075	67,900	58,702	△ 9,198	△ 13.5
中学校費	47,450	38,642	34,150	△ 4,492	△ 11.6
保健衛生費	1,845,034	1,767,661	1,680,010	△ 87,651	△ 5.0
高齢者保健福祉費	0	0	0	0	—
清掃費	104,863	63,042	31,605	△ 31,437	△ 49.9
農業行政費	650,584	537,437	424,968	△ 112,469	△ 20.9
林野水産行政費	239,579	203,780	166,914	△ 36,866	△ 18.1
地域振興費	522,312	364,228	193,832	△ 170,396	△ 46.8
公債費	19,848,785	19,920,188	20,859,712	939,524	4.7
合 計	29,321,842	28,601,621	28,776,148	174,527	0.6

(参考) 平成25年度決算に基づく県内15市の財政健全化判断比率の状況

県内の状況を把握するため、参考として県内15市の状況を以下に示すこととする。

実質赤字比率 早期健全化基準 <11.25%~15.0%>			連結実質赤字比率 早期健全化基準 <16.25%~20.0%>			実質公債費比率 早期健全化基準 <25.0%>			将来負担比率 早期健全化基準 <政令市400% その他350%>		
順位	自治体名	比率 (%)	順位	自治体名	比率 (%)	順位	自治体名	比率 (%)	順位	自治体名	比率 (%)
1	高梁市	—	1	高梁市	—	1	玉野市	8.5	1	井原市	—
1	岡山市	—	1	岡山市	—	2	倉敷市	9.2	2	真庭市	33.1
1	倉敷市	—	1	倉敷市	—	3	笠岡市	10.0	3	浅口市	35.0
1	津山市	—	1	津山市	—	4	赤磐市	10.4	4	赤磐市	43.2
1	玉野市	—	1	玉野市	—	5	真庭市	11.9	5	玉野市	53.2
1	笠岡市	—	1	笠岡市	—	6	井原市	12.3	6	岡山市	54.0
1	井原市	—	1	井原市	—	7	岡山市	12.4	7	倉敷市	64.4
1	総社市	—	1	総社市	—	8	浅口市	12.5	8	備前市	67.1
1	新見市	—	1	新見市	—	9	総社市	12.7	9	総社市	68.9
1	備前市	—	1	備前市	—	10	高梁市	13.2	10	高梁市	77.9
1	瀬戸内市	—	1	瀬戸内市	—	11	瀬戸内市	13.7	11	新見市	80.4
1	赤磐市	—	1	赤磐市	—	12	津山市	14.0	12	瀬戸内市	80.6
1	真庭市	—	1	真庭市	—	13	新見市	15.0	13	笠岡市	81.9
1	美作市	—	1	美作市	—	14	美作市	15.8	14	美作市	92.7
1	浅口市	—	1	浅口市	—	15	備前市	15.9	15	津山市	141.9

- (注) 1 ここに掲げる数値は、平成25年度決算に基づく確定値である。(岡山県公表数値)
2 比率欄の「—」は、算定上発生していないものを示している。

平成26年度高梁市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年8月5日から平成27年8月25日まで

第3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、審査にあたっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率			経営健全化 基準
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
水道事業特別会計	—	—	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
地域開発事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」で記載している。

2 個別意見及び審査の概要

(1) 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率である。

対象となる会計は、公営企業会計のうち、法適用企業の水道事業特別会計、国民健康保険成羽病院事業会計と、法非適用企業である簡易水道事業、下水道事業、地域開発事業の各特別会計である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}} \times 100\%$$

各公営企業会計の状況は次のとおりである。

区 分	資金の剰余額	事業の規模	資金不足比率
法 適 用 企 業			
水道事業特別会計	653, 297	251, 256	—
国民健康保険成羽病院事業会計	1, 452, 073	992, 513	—
法 非 適 用 企 業			
簡易水道事業特別会計	0	381, 525	—
下水道事業特別会計	3	456, 950	—
地域開発事業特別会計	26, 331	26, 331	—

(注) すべての公営企業において、資金不足額がないため剰余額を表している。

すべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されない。しかし、法適用企業について、経営健全化計画を定めなければならないのは、繰越欠損金がある企業会計で資金不足比率が経営健全化基準以上である場合となる。病院事業会計については、資金不足は発生していないものの繰越欠損金があるため、今後注意し、早期の経営健全化策の検討が必要である。

他の会計についても、当該比率に留意のうえ、健全な財政運営に努められたい。

<参考>

1 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）

= 【 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高
- 流動資産 】 - 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）

= 【 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てる
ために起こした地方債の現在高 】 - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額

= 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合に
おいて、資金の不足額から一定額を控除する。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例
がある。

2 資金の剰余額

資金の剰余額（法適用企業）

= 流動資産 - 流動負債 - 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現
在高

資金の剰余額（法非適用企業）

= 実質黒字額 - 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、資金の剰余額の算定上、土地の造成等に要する経
費の財源に充てるために起こした地方債の残高（及び他会計借入金の現在高）を控除する。

3 事業の規模

事業の規模（法適用企業）

= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）

= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」
（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額。